



高齢者福祉サービスを集約した「生活お助け情報シート」を配布します

必要なサービスを早期に利用いただけるよう高齢者福祉サービスの情報を1枚のシートにまとめました。

対象者 おおむね65歳以上の高齢者および高齢者世帯

配布方法

- ・地域包括支援課および各総合支所地域振興課窓口で希望者に配布
- ・民生委員児童委員、在宅介護支援センター職員等が自宅訪問した際、希望者に配布

各制度の詳細 市ホームページに掲載している「高齢者福祉サービスのしおり」で、ご確認ください。

▶ 地域包括支援課 (☎64・3270)



高齢者福祉サービスのしおりはこちらから



播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業 生活支援サポーター養成講座受講生を募集

家事などの日常生活が困難になってきた高齢者に対し、掃除、調理、買い物などの生活支援を行う知識や技術を学ぶ講座を開催します。講座修了者は、訪問介護事業所などで、「緩和した基準による訪問型サービス※」の業務に従事できます。また、講座の内容は、ご自身の介護予防やご家族への介護支援にも役立つものとなっています。介護に関心のある方は、ぜひご参加ください。

と き 11月11日(水) 9時20分～17時
11月20日(金) 9時～16時30分(全2回)

と ころ 新宮ふれあい福祉会館2階 研修室

講座内容 介護保険制度、生活支援技術、認知症の方への対応方法、コミュニケーション技術など
※介護現場の第一線で働く講師の方々ならではの事例を交え、わかりやすい内容となっています。

対象者 次のいずれかに該当する方

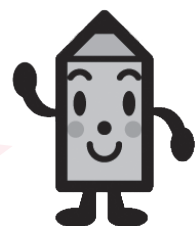
- ①播磨科学公園都市圏域定住自立圏域内(たつの市・宍粟市・上郡町・佐用町)に在住で、介護について関心のある方
- ②講座修了後に、同圏域内の介護事業所に「緩和した基準による訪問型サービス」の従事者として就業を希望する方

受講料 無料

申込期限 10月22日(木)

申込方法 電子申請または受講申込書(高年福祉課で配布または市ホームページからダウンロード)を宍粟市福祉相談課(FAX:0790-63-3175、メール:chiikihokatsushien-kk@city.shiso.lg.jp)へ提出してください。

※緩和した基準による訪問型サービスとは
介護保険サービスの一つで、身体機能の低下などにより、家事などが難しくなってきた方に対し、掃除や洗濯、調理、買い物などの生活支援を行います。利用者の身体に触れる「身体介護」は行いません。



電子申請は
こちらから



▶ 高年福祉課 (☎64・3152)



～ご自身やご家族の「聞こえ」気になりませんか?～ 65歳以上の方へ 補聴器購入費用の一部を補助します

聴力の低下でコミュニケーションが取りにくくなり、社会とのつながりが希薄になることで、認知症や心身の機能低下のリスクが増加と言われています。

「聞こえにくさ」を感じたら、放置せず早めに耳鼻咽喉科を受診することをお勧めします。医師から補聴器の装用を勧められた際は、購入前に高年福祉課へご相談ください。

対象者 次の要件をすべて満たす方。

- ・本市に住所を有する満65歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用が必要と認められた方
- ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方

補助内容 補聴器本体の購入費用のうち、上限20,000円を補助します。(1人1回限り)
※集音器、付属品、送料、診察料、文書料、修理・メンテナンス料は対象外

申請方法

申請書(高年福祉課で配布または市ホームページからダウンロード)に、医師の意見書と補聴器の見積書を添付して提出してください。

※必ず補聴器を購入する前に申請してください。(補助金交付決定前に購入した補聴器は対象外)

申請・問い合わせ先 高年福祉課 (☎64・3152)

市ホームページ
はこちらから



ご長寿をお祝い 敬老えらべるギフトカタログをお届けします!

ご長寿の記念品として、地場産品などの商品やサービスの中からお好みの一品をお選びいただく「敬老えらべるギフトカタログ」をお届けします。

対象者 市内に住所を有する数え年75歳以上の方
(昭和27年12月31日以前生まれの方)

カタログの発送時期 9月上旬(自宅へ郵送)

申込方法

カタログに同封の申込書に希望商品、電話番号等を記入の上、返信用封筒で郵送または高年福祉課、各総合支所地域振興課窓口へ提出してください。

※商品によっては、お申し込みからお届けまでに1カ月程度かかる場合があります。

申込期限 12月31日(木)(当日消印有効)



▶ 高年福祉課 (☎64・3152)

